

様式1号

苦情申立書

令和
3年4月26日

佐賀県知事 様 〒841-0062
佐賀県鳥栖市幸津町1384番地
(申立者) 有限会社 豊
住所 代表取締役 豊 増 麗
商号又は名称 代表者氏名
印

佐賀県指名停止等の措置に係る苦情処理手続要領第3条に基づき、下記のとおり申
し立てます。

記

申立てに係る 措置の内容	指名停止
申立ての趣旨	令和3年4月22日付「指名停止通知書」につき、当該処分の 理由を明らかにされたい
申立ての理由、 根拠等	佐賀県指名停止等の措置に係る苦情処理手続要領第2条第1項 によれば、「知事は措置要領第6条の規定による通知において、 指名停止の理由を明らかにするものとする」との定めがあります。 しかしながら、今般弊社が受けた指名停止処分においては、その 理由が明らかにされておらず、処分の根拠となった規定も明示さ れておりません。 したがいまして、本件処分の根拠規定および、処分基準の内容、 具体的にどの事実関係から処分基準に該当するとの判断に至った か、明らかにして頂きたいと考えます。



様式2号

回 答 書

令和3年5月13日

住 所 烏栖市幸津町1384番地
商号又は名称 有限会社 豊
代表者氏名 代表取締役 豊増 麗 様



佐賀県指名停止等の措置に係る苦情処理手続要領第3条に基づき令和3年4月26日付けで申立てのあったことについて、下記のとおり回答します。

なお、この回答に不服がある場合には、この回答の日の翌日から起算して5日以内（休日を含まない。）に、佐賀県知事に対して再苦情の申立てをすることができます。

記

申立てに対する判断	貴社からの申立てについては、次のとおり回答する。
内容等	貴社の元代表取締役が傷害罪に問われ、令和3年4月9日に罰金刑を宣告されている。 このことが、「佐賀県建設工事等請負・委託契約にかかる指名停止等の措置要領」別表第2第14号（不正または不誠実な行為）及び「佐賀県建設工事等請負・委託契約にかかる指名停止等の措置基準」第2条第2項第6号（加算措置）に該当する。

様式1号

苦情申立書

令和
3年 4月 26日

佐賀県知事 様

(申立者)

住所 〒840-0062 佐賀県 糸島市幸津町1384番地
商号又は名称 有限会社 豊一級建築士事務所
代表者氏名 代表取締役 豊 増 印麗



佐賀県指名停止等の措置に係る苦情処理手続要領第3条に基づき、下記のとおり申し立てます。

記

申立てに係る措置の内容	指名停止
申立ての趣旨	令和3年4月22日付「指名停止通知書」につき、当該処分の理由を明らかにされたい
申立ての理由、根拠等	佐賀県指名停止等の措置に係る苦情処理手続要領第2条第1項によれば、「知事は措置要領第6条の規定による通知において、指名停止の理由を明らかにするものとする」との定めがあります。しかしながら、今般弊社が受けた指名停止処分においては、その理由が明らかにされておらず、処分の根拠となった規定も明示されておりません。 したがいまして、本件処分の根拠規定および、処分基準の内容、具体的にどの事実関係から処分基準に該当するとの判断に至ったか、明らかにして頂きたいと考えます。



様式2号

回 答 書

令和3年5月13日

住 所 烏栖市幸津町1384番地
商号又は名称 有限会社 豊一級建築士事務所
代表者氏名 代表取締役 豊増 麗 様

佐賀県知事 山口 祥義



佐賀県指名停止等の措置に係る苦情処理手続要領第3条に基づき令和3年4月26日付けで申立てのあったことについて、下記のとおり回答します。

なお、この回答に不服がある場合には、この回答の日の翌日から起算して5日以内（休日を含まない。）に、佐賀県知事に対して再苦情の申立てをすることができます。

記

申立てに対する判断	貴社からの申立てについては、次のとおり回答する。
内容等	貴社の元代表取締役が傷害罪に問われ、令和3年4月9日に罰金刑を宣告されている。 このことが、「佐賀県建設工事等請負・委託契約にかかる指名停止等の措置要領」別表第2第14号（不正または不誠実な行為）及び「佐賀県建設工事等請負・委託契約にかかる指名停止等の措置基準」第2条第2項第6号（加算措置）に該当する。